

パブリックコメント（市民意見公募）手続の概要

◇目的

市が政策などを決定するまでの過程における公正性や透明性を向上させるとともに、市民の皆さんの「市政への積極的な参画」と「開かれた市政を推進すること」を目的としています。

◇対象となる案件

- ①市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ②市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- ③市の基本的な政策等を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ④上記以外にパブリックコメント手続を行うことが適当であると市が判断するもの

ただし、次のものは対象案件から除きます。

- ①迅速又は緊急を要するもの
- ②内容が軽微なもの、又は改廃の内容が軽微なもの
- ③市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
- ④国及び県などに上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ない計画等
- ⑤法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴衆を行うもの

◇政策などの案の公表方法

市のホームページに掲載するとともに、公表した案を所管する課の窓口（担当課窓口）で閲覧及び配布します。

◇意見の提出期間及び提出方法

案などの公表時に意見の提出期間・提出方法をお知らせします。（意見提出期間は、概ね３０日です）

提出方法は、担当課窓口へ直接提出するか、郵便・実施機関が指定する電磁的方法等で提出していただきます。

なお、意見を提出する際は、氏名・住所・電話番号を記入していただきます。

◇意見の取扱い及び公表

提出された意見を参考にして、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方（回答）を公表します。公表の方法は、政策などの案の公表の際と同様の方法で行います。

パブリックコメント（市民意見公募）手順のながれ

